

## 裁判員等経験者との意見交換会

1 日時

平成29年6月14日（水）午後2時30分から午後4時30分

2 場所

鹿児島地方裁判所大会議室

3 主催者

鹿児島地方裁判所

4 参加者

裁判員等経験者8人（裁判員経験者7人，補充裁判員経験者1人）

鹿児島地方裁判所長 松井英隆

鹿児島地方裁判所刑事部総括判事 富田敦史

鹿児島地方検察庁検察官 福澤純治

鹿児島県弁護士会弁護士 宮路真行

5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙)

※裁判員経験者及び補充裁判員経験者を「裁判員等経験者1」等と表示する(裁判員経験者は、1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 補充裁判員経験者は5である。)

○司会者

今日、参加してくださっている裁判員、補充裁判員の経験者の方は合計8人の方がおられます。

皆さんは、それぞれが裁判員の候補者に選ばれましたという通知を受けてから、実際裁判員に選ばれるまで何段階かの選考を経ておられるわけですが、昨今、報道されていますように、なかなか参加してくださる方の割合が伸びず、実際、減少傾向であることを裁判所も問題と考えています。そこで、今回、裁判員裁判に参加してくださった方は、どのような決め手があって選任手続に行こうと考えてくださったのか、いろいろ伺いたいと思っています。昨年の11月か12月に最高裁判所から書類が届いた後、実際、裁判員等として参加してくださるまでの間の心の機微、最後は、こういう気持ちだから行ってみようと思ったというところを御紹介していただければと思います。

1番さんから簡単をお願いします。

○裁判員等経験者1

12月の裁判だったんですけれども、自分自身が、民事で裁判所に出た経験がありまして、そのときは全然分からないまま受けたんですけれども、その意味で、いろんな経験をしたいというところで、参加したところでありました。

○司会者

ありがとうございました。じゃあ、2番さんお願いします。

○裁判員等経験者2

まずは当たらないだろうなと思って来ました。ただ、一生に一度できるかできないかの経験だろうと思ひまして、倍率からいっても、ものすごい倍率でしたので、もしできるならやってみたいという興味はありました。

でも、反面、怖いなども思っていました。実際には当たりましたので、やっぱり半分半分、楽しみと怖いところとがありましたけれど、私としては経験して大変よかったですと思っています。

○司会者

ありがとうございます。じゃあ、3番さん。やってみようかなという決め手になったこと、何かありましたら、ぜひお願いします。

○裁判員等経験者3

行ってみようという気は、最初から最後までなかったんです。ただ、義務感で行かなきゃしょうがないなど、くじに当たらないように祈っておりました。

○司会者

じゃあ、4番さんお願いします。

○裁判員等経験者4

最初、裁判所からはがきが来て、それで、覚悟を決めて、会社の上司の方に相談したところ、ぜひ参加してくださいということでしたので、自分も覚悟を決めて、裁判員に参加するように決めました。

○司会者

覚悟を決めてというお話でしたが、やはり大変な覚悟が要りましたでしょうか。

○裁判員等経験者4

テレビのニュースなどで見る殺人事件とかいろんな事件があるんですけども、家では普通にテレビを見ているときは見た目、この人悪い人だねとか、家族でしゃべったりしていたんですけど、自分が人を裁くというようなことになれば人を見た目ではなく、やっぱり平等にですね、ちゃんと判断しなきゃいけないというような責任感がありますので、そこを一所懸命頑張ったと思います。

○司会者

ありがとうございました。じゃあ、5番の方、お願いします。

○裁判員等経験者5

決め手というのは正直なくて、封筒が届いた時には、当たるとは思わずに軽い気持ちで行きました。

○司会者

6番さん、お願いします。

○裁判員等経験者6

まず当たらないだろうというのが、もうほとんどでしたね。くじ運は悪いもんですから、ほとんど当たらないだろうと。それが、ずるずる来ちゃって、最後の8人に選ばれたというようなことでした。もう一つは、断る理由がですね、該当しなかったということがあったもので、それと、裁判員制度があるということは、この近くを走っているときにも、ポスターとか出ていて、あー、大変だろうなと思ったのが、回り回ってきたというような感じですね。もう一つは国民の義務の一環としてやらないかなというような気持ちもありました。

○司会者

ありがとうございます。7番さん、どうでしょう。

○裁判員等経験者7

当たったので、やろうと思ってきました。あと、上司から簡単には、断れないんだろうというような話を聞いて、それも参考にして来ました。

○司会者

ありがとうございます。じゃあ、8番さん、お願いします。

○裁判員等経験者8番

まさか自分が当たるなどとは思っていなかったもので、すごいことだなと思いました。同時に人生の経験の中で若いうちに経験しておいたほうが自分のプラスになるかなと思って来ました。

○司会者

ありがとうございます。実際に参加してみて、皆さんの経験がどうだったかという話を導入的なお話で構わないですので、していただければと思います。

1 番さんから回しましたので、逆回しにします。

じゃあ、8 番さんからお願いします。参加してみて、どうだったでしょうか。

○裁判員等経験者 8 番

最初は、すごく不安だったのですが、裁判長や裁判官の方が、とても和やかな雰囲気だったので落ちついて参加することができました。余りない経験なので、とてもよかったです。

○司会者

ありがとうございます。じゃあ、7 番さん。

○裁判員等経験者 7

普段、めったに経験できないことでしたので良かったと思います。

○裁判員等経験者 6

裁判員制度も、結構、年数が経っていて、裁判所側のほうもいろんなノウハウといますか、提示をされたと思うんですけど、うまい具合に会議が進んでいけるような雰囲気というか、そういうマニュアル的なものというのがよくできてきているなというふうには思っています。

○司会者

ありがとうございます。5 番さんは、今回、補充裁判員という経験をされた方としてはお一人だけの参加なのですが、裁判員裁判に参加していらっしゃる方というのは、裁判員と補充裁判員の間にどのような違いがあるのか、補充裁判員だったら、何か物足りない点があるんじゃないかという点に関心があるんじゃないかなと思いますので、その辺、実際、どうだったかを、ちょっと御紹介していただけばなと思います。

○裁判員等経験者 5

私は、補充裁判員だったので、最初のイメージでは、控室みたいなところにおいて、特に一緒に参加するとは思っていなかったんですけど、実際は裁判員の方と裁判官、裁判長と同じように一緒に話し合っ、参加する形だったので、補充裁判員なんで

すけど、裁判員の方とそこまでの差を感じなかったです。

○司会者

ありがとうございました。じゃあ、4番さん。実際やってみてどうだったかというところを含めてお願いします。

○裁判員等経験者4

最初、初日の日はすごく怖いというか、恐怖心があって、参加したんですけれども、裁判長や裁判官の分かりやすい説明もあって、大部屋での評議の際にも、すごく自分が意見も言えたし、皆さんの意見もいろいろ聞いたことで、よかったと思います。

○司会者

じゃあ、3番さん、辛口のところをぜひお願いします。

○裁判員等経験者3

くじに当たって覚悟を決めて、それで、臨んで、裁判長からとか、裁判官の方とか、いろいろ説明を聞く中で、何か初めてこれから参加するんだという感じで、自分自身、厳粛な気持ちになりました。

ちゃんと役目を果たそうという気持ちになって、皆さんと一緒にやっていくんだという気持ちが、非常にそのほうに向かっていきまして、実際、みんなと協調しながら、いい裁判ができたんじゃないかなあと。

また、自分自身にとっても非常に人生にとって、大いにプラスになったなど。そのように思いました。

○司会者

ありがとうございます。じゃ、2番さん、お願いします。

○裁判員等経験者2

始まる前は、細かいところが、毎日どういうことをするのかなというのが、分からなかったもので、やはり、来るのが不安だったですね。何をしていたのかが分からなかったもので。

でも、日々説明していただいて、なるべく私たちが緊張しないように裁判官の方たちもいい雰囲気を作っていただいて過ごせたので、毎日、その都度、その都度充実して、やっていけたかなと思います。

ある意味、裁判というのが、身近になったかなと思いました。

○司会者

じゃあ、1番さんお願いします。

○裁判員等経験者1

テレビドラマでは、法廷のところが、よく出ていたんですけども、今回、参加して評議という、部屋の中で皆さんと一緒に話をしたり、裁判官の人たちと話をしたりする経験、特に、ぶつかったり、いろんな考え方とか、議論の仕方とかですかね、勉強になりました。日に日に、一日、一日、溶け込んでいくのが、すごく今後の人生においても勉強になりました。

○司会者

ありがとうございました。皆さん、一言ずつ、二言ずつ話をしていただいたので、だんだんと、この場に慣れてきたかなと思います。

今回の裁判員裁判は、12月の裁判員裁判が7日間、2月のものは14日間、3月の一つ目のほうが3日間でしたが二つ目のほうは5日間と、どれも長い期間の裁判が多かったんですが、皆さんはお仕事をされている方がほとんどですので、参加していただくに当たって、やっぱりお仕事をとの調整や御家族の御協力の問題ということもあったかと思いますが、その点について、御紹介していただければと思います。

一番関心が高いのが、14日間もお仕事は大丈夫だったんだろうかという、3番さん、4番さん、関心が高いと思います。そこからちょっと当たっていきたいと思います。どうでしょうか。3番さん。

○裁判員等経験者3

私は、週3日ほど仕事をしていました。あと、4日間休みなんですけど、まあ、

仕事の日と重なっていることも、かなりあったんですけど、会社のほうは、「いいよ。かわりは幾らでもいるよ。」と、もう、年が年ですから、大した仕事もしていないんで、そういうことで非常にやりやすく気楽に来ることができました。

#### ○裁判員等経験者 4

最初、裁判員、月に1回か2回行けばいいのかなと考えていたんですけども、当選して説明を聞いたら、14日間と。

これ、仕事はどうしたものかと思ったんですけども、上司の方に相談したら、「いい経験だから、行きなさい。」ということで、休みを有給と公休を使って、14日間、参加させていただきました。

#### ○司会者

今回、裁判員裁判の期間中、有給とか公休で基本的には、お仕事をお休みになった方は、どれくらいおられますか。

お仕事は、お休みだったけども、出勤をしていらっしやった方も二人くらいおられるということも伺いましたが、その辺はどうだったかということで、8番さんから御紹介していただければと思います。

#### ○裁判員等経験者 8番

最初はちょっと知識がなかったため、毎日来るとは思っていなくて、抽選に当たった時に、すぐ上司に相談したら、「公休が出るから行っておいで。」ということで参加させていただいたんですけど、時間が朝早くから5時ぐらいまでと仕事と重なっていたのですが、評議などが思ったよりちょっと早目に終わるので、そのまま職場に出かけていました。仕事に行くには遅めではありましたが、そのように働きながら裁判員を務めたので、ちょっと大変でした。

#### ○司会者

裁判員の方々には、朝9時半に集まっていたいで5時ごろまでかかるかもしれませんがよと、あらかじめお話はしているんですけども、4時半ごろに終わることも多いですし、普段、長くお仕事をされている方からすると、夕方が早く終わるか

なという感じかもしれません。

1 番さん、どうでしたお仕事は。

○裁判員等経験者 1

仕事場が近くだったので、午後、終わってから仕事のほうに行きました。1 2 月と年末だったので、ちょっといろいろすることもありましたが、週に 3 日でしたので、連続というところじゃなく、3 日間の 2 週間ですかね、というところは、よかったのかなと思いました。

以上です。

○司会者

ありがとうございます。1 2 月の裁判員は続けてやらずに 3 日ぐらいやった後、間に 4 日空けてやったんですね。長い期間の裁判員裁判の場合は、連続してやるんじゃないくて、週当たり 3 日とか、4 日とかを裁判に来てもらって、残りの二日間ぐらをお仕事に行けるようなことにしたほうが、たくさんの方に参加していただけるんじゃないかという考えもあって、そういう日程を組んでいるときもあります。

逆に、2 月の裁判員の場合は、途中で休みなく続きました。ところで、週のうち 2 日ぐら出勤して、残りは裁判員裁判といったほうが、来やすいというようなことがありますか。その点はどうでしょう。

4 番さん。

○裁判員等経験者 4

ずっと続けて参加したほうがいいかな。まあ、でも、土、日がどうしても仕事はあるんですけども、裁判所が休みということで、月曜日から金曜日まで 5 日間やると、土、日、今度は自分の仕事をして、自分の休みが全然ないかなと思いますので、週 3 日ぐらいまでのほうがいいかなと思います。

○司会者

そうですね。確かずっと土、日も出勤されていましたね。ありがとうございました。

今、お仕事の関係で少し話を振りましたけれども、御家族がどういうふうに協力してくださったか、あるいは、してくれなかったかということも、これから裁判員として参加してくださる県民の方には、有益な情報かと思しますので、こんなふうないいことがあったんだよということが、もしある方がおられましたら、ちょっと御紹介していただければと思います。

5番さん、何かありますか。御家族の関係がありましたら、お子さんとか、テレビの話とか。

○裁判員等経験者5

私は、子供が3人いて、担当した裁判が、3日間だけで短かったので、夫に仕事を休んでもらえることができ、それで子供の面倒を見てもらって、参加したんですけど、移動で1時間以上かかるので、朝の子供やら自分やらの支度がばたばたして、ちょっと忙しかったです。

裁判の後、家に帰ってきてからの家事も待っているんで、御飯を作ったりするのがちょっと大変だなというのは、ありました。

それで、小学生の子供に、「お母さん、どこに行ってきたの」と言われて、「裁判所だよ」という話をしたんですけど、裁判のニュースが流れ、「ここに行ったんだよ」と言ったら、「へー」と、「犯人に会ってきたの」という質問をされて、「そうだよ」という会話をしたんですけど。

○司会者

家に帰ったら息子さんが、家の掃除をしてくれたんでしたっけ。

○裁判員等経験者5

洗濯物を取り込んでありました。はい。

○司会者

裁判員裁判って、元々が重大な刑事裁判を対象にしていますので、皆さんが、参加された事件は、人が亡くなった事件もありましたし、また、真犯人が別にいるんじゃないかと問題提起された事件もありました。

そういう意味で、どれも重大な事件でしたが、また、その事件の大小を問わず裁判というのは、人の人生に関わることを扱うということになりますけれど、そういうことに対する不安とか、あるいは、逆に言えば、頑張ろうという気持ちとかがありましたら、ぜひお話をしていきたいなと思います。

7番さん、そういう点についてはどうでしたか。

○裁判員等経験者7

まず、評議というのは皆で話し合っただけなんですけど、自分の考えが、人の話を聞いて、ちょっとこっちになってみたり、やっぱりこっちだとか、何かぶれるのがいいのか、悪いのかも分からない。ちょっと不思議な感覚になりました。皆でそうやって決めること、ちょっとうまくお話しできないですけど、ぶれる、ぶれていいのかな、自分の考え、通してもいいのかなって、何か、そこが難しかったです。

○司会者

ありがとうございました。いい題材を提供していただいたので、評議というのは、なかなかマスコミの方が取材することもありますので、どんなふうに話が進んでいるのかというのが、分からないことが多いですし、参加される前は御自身の意見が通るのか、通らないのか、みたいな勝負の場みたいに思って参加してくださる方もいるんじゃないかと思うんですけども、決して評議ってあらかじめ何か自分やそれぞれの裁判員が考えを決めてきて、それを単に言い合っただけで、最後は多数決で採決して決める、そういったものではないのであって、実際、評議の中で、皆さんが、こんなふうに自分が話をしていって、人の意見を聞いて、どんなふうに気持ちが変わっていったのかということ、評議の秘密に触れない範囲で、ちょっと御紹介していただけると、いいかなと思います。

5番さん、お願いします。

○裁判員等経験者5番

皆、それぞれ人生の中で、いろんな出来事を見たり聞いたりして、一般人的な判断というのは、ある程度はね、それなりにしてきていると思うんですけど、人を裁

くというのは随分違うというか、そんな感覚なんですよ。今、7番の方がおっしゃったように、考えがぶれてくるようなことも出てくるんですけど、そのところは、何もなければ私なりの人生経験での判断でやってしまうところ、この評議というもので、その辺をまず調整するということができるんじゃないかなというような気がしますね。

○司会者

ありがとうございます。

2番さん、どうですか。

○裁判員等経験者2

自分では、こう考えていても、ほかの方の意見を聞いたら、「あ、そうなのか。」と、こういう考え方もあるんだなと。いろいろ考えながら、やっぱり、自分の考えも揺らぐのは、やっぱり事実だったですね。

でも、いろいろ考え方があったなという勉強にもなりましたし、量刑を決めるときは、はっきり言って、この事件に対してどれだけの量刑になるのかという根本的なところは、全く知らなかったので、一応、そういう参考になるものを教えていただきながら、これはこのぐらいなんだと。

また、ほかの事件とかもあったので、それが、重なってこうなる、ああなるとか、そういう考え方とか、そういうのも勉強になりましたし、実際に、自分はこれぐらいだっけ決めましたけど、それも正しいのかなというのは、ずっとやっぱり思っていたというところがありました。

○司会者

ありがとうございます。1番さん、どうですか。

○裁判員等経験者1

今の話じゃないですけども、量刑の決め方については、12月の裁判は、ぱちんこのことで、犯人には指示をする人と行動する人と、いろんな共犯者が一杯いて、けがをさせた人が一番悪いのかなという思いもあったんですけど、指示する人が一番

多いとか、そういうところの量刑について、ちょっとよく分からなかったんですが、はい、ちょっとよく言えないんですけど。

○司会者

ありがとうございます。2月の事件は、その人が犯人かどうかという、ある意味刑事裁判の本質的な話から始まっていった事件だったと思います。何が事実かということの評議の中で考えていく作業ということにかなりの時間を占めていたと思いますが、その点について、2月の裁判員の皆さん、実際の感想がありましたら、お願いいたします。

3番さんからお願いします。

○裁判員等経験者3

とにかく冷静に公正な裁判をやるのが使命ということで、どう見ても被告人が犯人と断定したい、断定すれば簡単というか、それが、流れみたいな感じの中で、それで、もしも真犯人が別ということであれば、ということも真摯に受けとめながら、どうなんだろうとかいうことを考える。その辺のところは、非常に何と言うか、人の心情が本当に読み取れているかなというのが、表面はすぐだまされやすいですけどね。実際は、違ったりということもしょっちゅうあるので、その辺の本当のところは口下手の人もいれば、うまく言う人もいます。真犯人が別にいるんだという言葉が頭の隅にくっついて離れないですね。その辺の葛藤は非常にありました。それ以外は、ちょっと難しいですね。

○司会者

2月の事件は、共犯者という人が中心の証人で、被告人は、いや別に真犯人がいるんですよというふうな弁解をされていたので、共犯者の話が本当にどこまで信用できるのかということをお皆さんと一緒に考えていったようになったかと思います。今の話は、そういうような意味ですね。ありがとうございました。

じゃあ、4番さん、お願いします。

○裁判員等経験者4

裁判員の方も被告人と証人に質問等する機会があったんですけれども、何個か質問したんですけれども、これ、本当なのかなって、自分では何か嘘に聞こえるような部分もありまして、要は、2年前のことをそこまで覚えているのかなと、不思議な感じもしたんですけれども、みんなと評議して、ああでもない、こうでもないという感じで、一つの問題を一つ一つ解決して行って、最後は、判決というか、そういうのを出したと思います。

○司会者

ありがとうございます。ちょっと話が、評議に進んでいるので、評議についてのいろんな感想などについて、皆さんから一通り聞いた上で、違うテーマに移っていきたいと思います。

7番さん、さっきの話で評議の話はいいですか。

○裁判員等経験者7

さっき自分が、自分の考えと周りの考えでぶれたりとかいう話をしたんですけど、でも、そんな自分一人ではちょっと自信がないんですけど、裁判員の方みんなと裁判長、裁判官の方がいらっしゃって、最後、一つの判決に行ったときに、みんなと一緒にやったから、これでいいと自信を持つことができました。

○司会者

ありがとうございます。

8番さん、お願いします。

○裁判員等経験者8番

最初、量刑とかの意味が分からないというか、どのくらいの事件で、どのくらいの刑がつくというのを分からない状態で、感情に重ねる自分がいて、みんなの意見を聞くことによって、それが修正できたのではと思います。

○司会者

ありがとうございます。6番さん、7番さん、8番さんは同じ事件を担当されて、6番さん、どうでしょう。ちょっと難しい話になりましたが。

○裁判員等経験者 6

そうですね。正直言って難しいと思いましたね。このような類似の事件というのを全国の裁判所が作った資料，それから検察の資料とか，そういうのを出してもらったりしながら，妥当なところにつけていくというような形かなと感じていました。

でもね，そういうところが，何というんでしょうね，それでよしとしていいのかなというような気もして，少しはひっかかっちゃいますね。はい。

○司会者

5番さんの事件は，確かコンビニ強盗の事件だったと思います。よく聞くようなコンビニ強盗に入って，人をけがさせたという事件なんですけれども，量刑が主なテーマで，議論していったと思いますが，評議について何かありましたら，お願いします。

○裁判員等経験者 5

5番です。担当した事件は，そんな重くない事件といたら，おかしいんですけど，難しい事件ではなくて，コンビニで，強盗傷人の事件だったんですけど，最初は感情的になってしまって，なかなか難しいものがあつたんですけど，ゆっくり，すごく丁寧に裁判官の方が，説明してくれて，いろいろ今までの事件の参考を紹介してもらったりして，本当にゆっくり進めて，分かりやすく進めていくので，この事件だったからかもしれないんですけど，スムーズにといたらおかしいんですけど，いろんな意見が出るんですけど，最後は，納得のいく結果だったと思います。

○司会者

ありがとうございます。今，評議に少し話が進みましたが，どういう評議ができるかというのは，それまでの公判の活動がどうだったかということで，大きく左右されるわけなんです。今回の公判の活動，検察官の活動や，弁護士さんの活動，裁判の順番で考えていくと，最初に検察官と弁護人が，それぞれ冒頭陳述をしたことを覚えていると思います。

最初は，書類を使って，こういう事件なんですよということを紹介して，その後，

実際に証拠調べに入るといふ段取りなんですけど、その最初の、こういう事件ですよと紹介することを冒頭陳述と言いますけども、冒頭陳述は、検察官や弁護士さん、それぞれ裁判員の方に裁判の冒頭に、この事件の内容をよく分かっていただこうと思って、相当、工夫しているんです。

皆さん、実際、御自身の担当された事件の冒頭陳述を思い出していただいて、検察官、弁護人の、それぞれの冒頭陳述がどう分かりやすいものだったか、あるいは、こういう点が分かりづらかったかということをお紹介していただけるものがありましたら、是非、お願いしたいと思います。

6番さん、お願いします。

○裁判員等経験者6

冒頭陳述の調書の書類を見ると、途中が抜いてあるんですね。つまり、簡潔に分かりやすく、我々裁判員の素人に対するような形で書いてあるし、まとめてあると思うんですけど、もっと出してもらおうと被告人の気分とか出てくるような文句があるんじゃないかと思うんですよ。ただ、ただ、簡潔を求めるのではなくてね。そこら辺がもっと欲しいなと思いますね。

○司会者

ありがとうございました。検察官は、大体、検察庁全体で蓄積がありますので、それなりのレベルのものが必ず出てくるわけですけど、弁護士のほうは、人によって経験があるなしという差があるのは、正直、否めないところなんですけど、皆さんが、御覧になった弁護士の最初のお話が、今回の事件の争点について分かりやすいものだったかどうかということをお伺いしたいと思います。

特に真犯人が別にいる話を提起された2月の裁判員の皆さんは、最初の弁護士の最初のお話で、この裁判を進めていくに当たって、どういうところを注意していかなきゃいけないのかということでは分かりやすかったですか。真犯人が別にいればいんだけど、どういうところをこれから気をつけていかなきゃいけないかということでは分かりやすいものだったでしょうか。

3番さん。

○裁判員等経験者3

無罪だというところの、弁護士さん側からの無罪だという根拠、何か私には無かったような感じがして、ただ単に、検事が言ってることから犯人にはならないという見方ばかりで、無罪だという話が何か物足りなくて、その辺、被告人のことをもっともっと知りたいなというところが、もう少し弁護側からあったら、良かったのにとちょっと思いました。

○司会者

ありがとうございます。4番さん、どうでしょう。

○裁判員等経験者4

検察側からの証拠とか、それなりに資料で、大分、分かりやすかったんですけども、弁護人のほうの資料のほうは、ちょっと何というか、ちょっと分かりにくい部分があったのかな。弁護人のほうは、被告人は、完全に無罪で別に犯人がいるというふうに言ってるんですけども、そこが、はっきり文書で伝わってこないような気持ちがしました。

○司会者

ありがとうございます。3番さん、6番さんの話に戻りますけど、3月の2番目の事件というのは、被告人自身が、認知症にかかって同居している女性に暴力を振るって亡くしたという事件でした。認知症にかかっている事件ですよということを、最初に裁判が始まる時に、弁護人としては、よく裁判員の方に理解していただかなきゃいけない事件でしたが、その点は、最初の弁護人の当初の冒頭陳述、最後の説明でどのぐらい、この事件のポイントというのが理解できましたでしょうか。

3番さん。

○裁判員等経験者3

そうですね。それこそ、病気の当事者が一番知ってることで、一般市民というか、普通の人間が、特に、そういう精神的な疾患というものは、なかなか理解できない

ということが、あたりしなながら、もうそれを信用するしかないかなと、病気のことの、精神疾患云々というところの説明って、非常に難しく、我々には理解できなかったですね。

○司会者

ありがとうございます。この事件では、精神鑑定をした精神科医の先生が証人に来て、皆さんの前でお話をされました。パワーポイントを使って、できるだけ裁判員の方に分かりやすいような説明をしていただきましたが、実際、どのぐらいその精神科の先生のお話が、分かりやすいものであったかということについて、正直な感想で構いませんので、7番さん、8番さんから、お話を伺えればと思います。どうでしょうか。

○裁判員等経験者7

精神科医の先生の話は難しかったですね。裁判官の方とかは、よく内容を理解されていて、先生ともちゃんと話ができていたなどの印象はとれたんですけど、自分には、ちょっと難しかったです。

でも、被告人の方が認知症だなというのは、その精神科医の先生の話よりも、実際、本人を見て、「あ、この人はちょっと何かあるのかな」というふうに思いました。弁護士の方の話と全然食い違っているとか。

○司会者

話が、かみ合わなかった。

○裁判員等経験者7

ですね、はい。それを見て、認知症なんだろうなというふうには、思いました。

○司会者

8番さん、お願いします。

○裁判員等経験者8番

認知症は、すごく難しい病気なので、ちょっと話が食い違ったりしていたのは、本当なのか、嘘なのかとってしまう自分もいたので、その精神科医の先生の話も

私には難しくて、認知症だったと判定されてはいたんですけど、本人のMRIの画像がなかったりとかしたので疑ったりとかしてしまいました。

○司会者

確か、その精神科の先生に質問して下さったですね。

○裁判員等経験者 8 番

はい。しました。

○司会者

何で被告人のMRIが無いんですかって。

○裁判員等経験者 8 番

もちろん、撮ってますと言われました。

○司会者

ありがとうございました。当初の冒頭陳述から、その後の証拠調べの分かりやすさということに、少し話を進めていきたいと思います。裁判員の皆さんは、裁判官を含めて、検察官や弁護士さん、法律のプロがどういうふうに法廷で活動するのか、関心を持って参加して下さっていたと思いますが、実際の法廷の質問とか、皆さんへの説明が、どのくらい分かりやすいものだったのか、あるいは、まだまだちょっと工夫が要るものだったのか、最初は、検察官の説明や質問から話をしていきましようか。

その後で、また、弁護士さんの法廷の活動はどうだったかということについても話を伺っていきたいと思います。

では1番さん、お願いします。

○裁判員等経験者 1

検察官の話は、ゆっくりと話をしていただき、文章については分かりやすかったのですが、12月の裁判については、共犯者が一杯いまして、誰が誰なのか、名前と行動とが頭に入りませんでした。ただ、ビデオカメラがばちんこ屋にありましたので、最終的に行動についての証拠としては分かりやすかったのかなと思いました。

○司会者

ありがとうございます。

2番さん、お願いします。

○裁判員等経験者2

この事件は、幾つもの事件を扱っていましたが、それぞれの共犯者もたくさんいたので、それぞれの事件を把握しないといけなくて、最初の冒頭陳述も、その説明を全部されていって、最初の一日、二日は、ずっとその書類を読み上げられている状況だったので、不謹慎なんですけど、ちょっときつかったです。

やっぱり、書類をずっと読み上げられて、分かりやすく説明されていたんだと思いますが、聞いているだけの状態だったので。その後、防犯カメラとか証拠写真とか、証拠調べに入ってきたら、状況とかが大体把握できてきたかなという感じでした。それぞれの事件を把握するにあたって、聞くだけでというのは、ちょっと大変な事件だったという印象です。

○司会者

ありがとうございました。3番さん、4番さん、事件は真犯人が別にいるという被告の弁解は、認められずに有罪になりました。検察官の質問の仕方とか、証拠の説明の内容が、皆さんにとって分かりやすいものだったのか、それとも、その後、部屋に帰って、「さっきの話は何だったんでしょうね。」というような話が結構あったのか、その辺を紹介していただければと思います。

○裁判員等経験者3

検察の説明は詳細でしたので非常に分かりやすかったです。ただ、防犯カメラの部分は詳細過ぎて、分かりやすいというより結構大変だったという記憶があります。もうちょっと、眠くならないように話していただければ、幸いかなと思います。

一つ思ったのは、被告人が、警察の取調べに対して、犯人と決めつけられていたというか、椅子を蹴られたりしたという主張があったのですが、そのような様子の写真はないのか、被告人が最初から犯人だと決めつけられていたから黙秘を続けた

みたいな感じの雰囲気があったんですけど、それについて検察は何か反論しないのかなとかいうようなことを、正直思いました。

○司会者

ありがとうございます。じゃあ、4番さん。

○裁判員等経験者4

3番さんが言ったようなことと同じなんですけど、資料を見ながら、いろいろ説明をしていただいて、まあ、分かりやすかったんですけども、これだから、もう被告人が犯人でしかたないという決定的な証拠とか、そういうのがなくてですね。ちょっと、迷った部分もあると思います。

○司会者

ありがとうございました。

じゃあ、5番さん、検察官の公判での活動が分かりやすかったかどうかという点で、お話をお願いします。

○裁判員等経験者5

検察官が二人いらっしやったわけなんですけど、すごい覇気があって分かりやすくて、ちょっと怖かったんですけど、でも、すごく分かりやすくて、質問の時とかも、かなり詰める感じでした記憶があって。あー、こんな感じなんだなと思いました。

○司会者

じゃあ、6番さんから、お願いします。

○裁判員等経験者6

そうですね。説明も分かりやすくて、はきはきしてというか、初めての経験ですけど、こんなものでしょうというような感じでしたね。

弁護人のほうが、国選ということもあったためか、何かこう、もう今一つ押しが足りないのじゃないのかなというような感想を持ちました。

○司会者

7番さん、お願いします。

○裁判員等経験者 7

検察の方については6番の方と同じですけど、とてもはきはきとして説得力もあって、また、説明の仕方も流れというか、ストーリー、すごく分かりやすかったです。何か心がこっちに傾いてしまうというぐらいとか、慣れていらっしゃったなと思いました。

○司会者

ありがとうございます。

じゃあ、8番さん。

○裁判員等経験者 8番

私も6番さん、7番さんと同じような意見ですけど、とても分かりやすく、聞き入っていました。

○司会者

聞きほれてしまうような感じですね。

○裁判員等経験者 8番

あ、そうなんだって、納得できました。

○司会者

ここでちょっと、検察官のほうから質問がありましたら、どうぞ。

○検察官

私は、2月の事件を担当させていただいて、犯人かどうかという点が争いになっていたこともあって、先ほど、4番さんの発言でもありましたけど、決定的な証拠がないということで証拠をどのくらい厳選するべきなのか、それとも、非常に万全を尽くすために広く請求したほうがいいのかというので、非常に悩ましかったところなんですけれども、ほかの事件でもそうなんですけど、証拠の量が多かった、もう少し、少なくともよかったんじゃないかなというところとか、まさに、眠く、ちょっと不謹慎な状態にならないような工夫として、このような展開だったら、もっと集中して、証拠調べの内容に聞き入れるんじゃないかとかいうところで、何か御

意見とか、参考になる点があれば、お聞かせいただけないかと思います。

○司会者

どうでしょうか。じゃあ、7番さん、お願いします。

○裁判員等経験者7

ずっと話をされるじゃないですか。途中で何か、画面じゃないですけど、映像とか、そういうのを入れたりすると眠たくなるというか気分が変わる、そういうのもあったらいいんじゃないかなと思います。

○司会者

どうしても、説明が続くと、マンネリ化しちゃうというようなことですね。はい、6番さん。

○裁判員等経験者6

8時間という時間がある中でね、調べたり、話をしたり、評議したりということなので、できることなら資料を持って帰って、ゆっくりと読んでみたいなという気がしますね。正直なところ。

○司会者

ありがとうございます。

次は、弁護士さんがどうだったかということを知りたいと思います。3月の2番目の裁判員裁判について、弁護人の活動がどうだったかということ、8番さん、お願いします。

こういう点は分かりやすかった、こういう点はこうしたらいいという点はありませんか。

○裁判員等経験者8

資料とかが、検察官の方のほうが、とても見やすかったので、弁護人の資料は、ちょっと分かりにくいなと思いました。

○司会者

7番さん、ここは良かったということがあったら是非お願いします。

○裁判員等経験者7

被告人の方が、認知症だったんですけど、何というか、よく頑張っていたんじゃないかなと思います。弁護人が被告人に対し事実の確認をする際、認知症のある被告人が問いと違う答えを言われたりする。そこが、大変だなというふうに思いました。本当は、言われることが正しいんだと思うんですけど、そこで、違うことを被告人に言われたりして、でも、そこでも、めげずにというか、また、そこで、質問を変えたり、頑張っていたんじゃないかなというふうに記憶しております。

○司会者

ありがとうございます。

じゃあ、6番さん、お願いします。

○裁判員等経験者6

今、出ましたように、被告人が認知症ということで、事前の打合せを行うのが、なかなか大変だったんだと思うんですね。

普通の人でも、その辺をうまくすり合わせてやっていくというのは大変だと思います。見たり聞いたりした話を聞いてるとは思うんですが、ましてや被告人が病気だということであれば大変ですよ。頑張ってください。

○司会者

じゃあ、5番さん、お願いします。

○裁判員等経験者5

資料は分かりやすかったんですけど、この裁判中の話し方がちょっとはっきりしなくて分かりづらかったという意見が、すごい裁判員のみんなから出ていたので、分かりやすくお話ししたほうがいいなというのがありました。

あとは、被告人を弁護する立場だから、弁護しなくちゃいけないと思うんですけど、何かちょっと無理のあるところ、何というのかな、その資料で情状の余地があるっていうの、ちょっと無理があるじゃないかなというの、あったんですけど、それが仕事だから仕方ないと思うんですけど、とにかくはっきりとしゃべったほう

がいいかなというのありました。

○司会者

ありがとうございます。では4番さん、3番さんの順番でお願いします。

○裁判員等経験者4

弁護士の資料のほうが、検察官の資料と違って、すごく簡単というか、大まかに書かれているような感じを受けました。

また、弁護人は、被告人が無罪というようなことを信じて、資料を作っているんですけど、もうちょっと強く、その無罪を主張したほうが良かったんじゃないかなと思います。

○裁判員等経験者3

ずっと被告人が、完全黙秘から来てたんで大変だったという感じはしましたけど、黙秘だから弁護するのが難しいのかなと思ったりしました。絶対に無罪にしてやるぞというような、そういう意気込みみたいなものを余り感じなかったという感想です。

○司会者

ありがとうございます。じゃあ、弁護人の活動について、2番さん、1番さんの順番でお願いいたします。

○裁判員等経験者2

この事件は、被告人が、もう罪を認めていたので、弁護人さんは、なるべく量刑を減らせるようにということだったんだろうと思うんですけど、その辺は苦勞していらっしやっただろうなという感じはありました。

資料なんか、量刑の資料という感じだったので、何かもう少し、事件そのものに突っ込まないのかなと、ちょっと思ったりもしたところがあります。

○裁判員等経験者1

2番さんと一緒に、検察官と比べて弁護士さんの資料というのは、簡単で、おおまかな一つのフレーズのところで、そのまま、繰り返しというところだったのかな

と思いました。

○司会者

ありがとうございます。

何か弁護人のほうから御質問がありましたらお願いします。

○弁護士

今、裁判員の方々から、叱咤激励をいただきまして、弁護士会のほうに持ち帰って、弁護士会全体で共有したいと思っております。

弁護士会としても、まず先ほど裁判長が言われたとおり、組織である検察庁に対して、どうしても弁護側というものは、個人で2名いますけれども、どうしても違う事務所同士でやる事件も多く、個人で対抗しないといけないというところで、難しさと蓄積のなさが検察庁に比べればあるかもしれないんですけども、持ち帰って、今後弁護士会全体で生かしてまいりたいと思います。私から裁判員の皆様に感想というか意見というか、さっき評議の話もあったと思うんですけども、検察庁のほうから論告で、大体何年という求刑がされて、弁護側のほうからも、恐らく事件によっては、寛大な判決という言葉が使われたり、2年とか3年だとか、6年だとか具体的な数字を言われて、最後、裁判自体は締めくくられるとは思うんですけども、評議をするに当たって、先ほど言われた、例えば、検察庁は7年、弁護側は3年といったときに、それが、評議をする中で、やっぱり、上限と下限じゃないけれども、結構、尾を引いてしまうものなのか、評議の中で、量刑データというのは、見る事件、見てない事件、どのタイミングで見るのかというのがあると思うんですけども、その論告弁論で出された数字というものが、最終的な判決を決めるに当たって、どれほど評議に影響しているのかというところは、当然、評議に入れない我々の立場からは、ちょっと気にはなるところで、我々も、当然、量刑データを見るんですけども、さすがに量刑データの中身を論告弁論の中で具体的に言うのもちょっと違うのかなという思いもあるところですので、論告弁論で出された数字というものの、評議の中での影響といたしますか、そういったところをお聞かせいただ

ければと思います。

#### ○司会者

いい御提案ありがとうございます。弁護士さんの質問は、量刑を評議するときに、検察官の求刑とか弁護士さんのおっしゃっている数字というのは、きっと最後まで参考にされているものなのか、それとも、どこかから量刑グラフの数字に置きかわってしまって、余り議論に上らなくなるのかみたいなところを、恐らく聞きたいんだらうなと思うんです。

事件ごとの具体的な話はできないので、どんなふうに量刑評議をしたのかという評議の流れを御紹介するほうが、分かりやすいかなと思います。

裁判所の進行がどうだったかというのをちょっとお話します。量刑評議においては、全国の量刑傾向を量刑グラフという形でお示ししています。それが量刑を決めていく上での大きな基準となっていますが、量刑グラフの説明の内容が、どの程度分かりやすいものだったのか、その実際、求刑とか、弁護人の量刑意見が残っていたのかについて、ちょっとお話をさせていただければと思います。多分、その辺の記憶が、一番新しいのが、3月のグループではないかと思いますので、5番さん、お願いします。

#### ○裁判員等経験者5

裁判長のほうから、今、出ましたような量刑グラフを見て、大中小、それから、その大は大なりの上、下のどんなケースだったのかというのを、いろいろ説明してもらってですね、例えば、人を殺した場合でも、その後、救急車を呼んだかどうかというところで、また変わってくるとかというのを聞かされてですね。

あとは、その弁護側のというか、弁論側の数字というのも何となく私の感覚としては新聞なんかで見るとですね、求刑に対して、大体、5年だったら、4年半とか、その辺のところですね、落ちついているというのが、私の感覚だったのかなと思ったりしてね。それで、今回の事案についても、私の予想というところでは、大体合っていたような気もしまして、そんな感覚でしたね。

○司会者

7番さん、どうですか。

○裁判員等経験者7

弁護側の方の言った、その年数では、上限、下限でいえば下限でした。確か、最初、そこから始めたように思います。それから、過去の参考とかを見ながら、みんな決めていったという記憶です。

○司会者

過去の数字を見ていくと、その弁護士さんの数字は、ちょっと枠から外れてたんでしたか。

○裁判員等経験者7

そのあたりの一番下だったと思います。

○司会者

一番下ぐらいでしたね。ありがとうございました。

8番さん、どうですか。

○裁判員等経験者8番

検察官の方の求刑を聞いたときは、ちょっと少ないんだなと感じていました。後に量刑グラフを見たときには、そのくらいなのかなと思ったんですけど、評議をするにあたって、まずは求刑を基準に考えないといけないのかなとは思いました。

○司会者

ありがとうございます。最初は、求刑を基準に考えなきゃいけないのかなと思っていたけども、評議の中では、求刑よりも量刑グラフの過去の量刑がどうだったかということを裁判官が説明をして、そうすると、最初、検察官の求刑が軽いかなと思ったけども、それが量刑グラフでは、中間の位置づけっていうのが分かったという感じですかね。

次に、裁判官の評議の進め方とか、皆さんの意見の引き出し方なんかについて、裁判所が、この辺はもう少し工夫したらどうかという形の提案が、もしありました

ら、是非、アドバイスをさせていただきたいと思いますが、1番さんから、順番にお願いします。

○裁判員等経験者1

優しくいろいろ、詳しく、説明してもらいまして、特に、左陪席の方、一生懸命、若い人が一所懸命頑張っていたのが印象的です。また、私たちは、裁判長に対してなかなか意見を言えないのですが、私たちが言えない意見なども裁判長のほうにいろいろと左陪席の裁判官が言ってくれるなど本当に印象に残っています。

○司会者

2番さん、お願いします。こういうところをもっとこうしてほしいというほうでお願いします。

○裁判員等経験者2

裁判員裁判自体については、すごく守秘義務みたいなものに重きを置いていて、どのくらいのことを人にしゃべっていいのかどうか分からない点があります。裁判員がどれくらいのことを言っているのか、そういう点について、もうちょっと説明していただければ、例えば、裁判員以外の方には、こんなところまで言っているだけですよとか教えていただければ、裁判員裁判が割と浸透して行きそうな感じがします。裁判を進めることに当たっては、何かすごく裁判官という方は、とても固いイメージだったのですが、そこは、何かいろいろ進めていただきましたし、資料だったりとか、話なんかも分かりやすく説明していただいたので、そこは良かったと思っています。

○司会者

ありがとうございました。今、裁判員裁判の制度自体を、ここをもっとこういうふうに改善していったらいいよ、アドバイスもいただきましたので、ここから両方合わせて、この評議や裁判の進め方についての裁判官の活動について、もっとこうしたらいいという点と、裁判員裁判全般について、もっとこういう点を改善したらいいんじゃないかという、その辺のアドバイスもあわせてお願いしたいと思います。

3番さん。

○裁判員等経験者3

裁判員に参加して、予想外にいい体験をさせてもらったと。ぜひ次回も機会があればというふうに思います。

私が裁判員になるということは思ってもみななかったことで、もっとPRされたらいいのになと思います。どうしても、来られない、できないという方はしょうがないんで、ただ、裁判員制度というのは、非常にいいもんだよということを、もっと広く国民全体に認知する、PRがもっともっと必要かなというふうに感じております。

○司会者

ありがとうございます。はい、4番さん。

○裁判員等経験者4

裁判官の説明は、ホワイトボードを使って、一つ一つの質問にみんなの意見を書きながら、分かりやすく説明してもらいました。自分の会社の会議よりは、すごく分かりやすくて眠くなかったと思います。会社の会議ではちょっと眠くなったりはするんですけど。評議では自分も参加してるんだなというような認識を持つことができました。

また、裁判員につきましては、自分たちの裁判は2月で、月の半分が、裁判所というようなことで、1回は、週に5日間連続で、裁判所に来た記憶があるんですけども、せめて、みんな仕事をしてるので、週に2日から3日ぐらい、あと2日ぐらいは、自分の仕事ができれば、いいかなと思いました。

○司会者

ありがとうございます。

5番さん。

○裁判員等経験者5

参加するまで、全くの裁判というのに無知で、何も分からいまま、1日目からス

タートしたんですけど、すごく細かくかみ砕いて説明していただいたので、いろいろ分かりやすく進められました。

あと、2番さんと一緒に、守秘義務というのがあるので、周りの人に裁判員裁判に選ばれたよという話ぐらいはするんですけど、どこまではという話もしてもらったんですけど、うまく言えなくて、いろんな人に、自分もいい経験ができたと思うので、言いたい気持ちもあるんですけど、どう言ってもいいか分からないというのもあるので、そうですね。余り人に広められないというのは、ありました。なので、そうですね、もうちょっと何だろう、国民へのCMとかじゃないですけど、PRがあれば、もうちょっと広がるかなというのは、あります。

○司会者

ありがとうございます。

6番さん、お願いします。

○裁判員等経験者6

非常に分かりやすく、今日一日の流れ、それから、ポイントはどこだというような形でね、皆さんの意見を集約していただいて、私も元国家公務員なんですけど、非常にやっぱり法曹の方、エリートだなと思いました。

それから、PRの点については、私も途中でも、終わってからも、いろんな人に大多数の人に、十人くらいかな、こんな裁判やったよといって、中身はこんなだよと言って、いろいろとPRしてきました。私の話をする中でね、友達が一人、私もやったことあるということも聞いたりして、おー、結構いるんだなというふうなことがありました。

○司会者

じゃあ、7番さん、お願いします。

○裁判員等経験者7

まず、制度についてなんですけど、2回目の手紙をもらったときに、大体の、この日からこの日まで決まれば来てくださいねと、あるじゃないですか。で、その抽

選の日が、前の週じゃないですか、その期間がすごく短いですね。もっと抽選を早くして、例えば、2か月前とか、それだったら、会社とかにも言いやすいので、もしかしたら、この週来れないかもしれないですというような話しかできなかつたんで、そこの期間をとっていただいたらどうかと思います。

○司会者

ありがとうございます。

○裁判員等経験者7

あと評議、裁判官の方については、特に評議のときも押しつけることとかなく、誘導とかのフォローをするというか、心のケアとかでもすごく気を使っていたいで、うまく進めることができました。

○司会者

ありがとうございます。

じゃあ、8番さん。

○裁判員等経験者8番

裁判員制度については、7番さんが言われたように、抽選の日から、その職務に当たるまでの期間が短過ぎて、すごく動揺したので、その期間がもうちょっと空いていれば、前もって、申請したいとか、大丈夫かだったりとか、聞けるのかなと思いました。

あと、封筒がちょっと怖いというか、裁判所からの手紙なので、しょうがないんですけど、もうちょっと何か優しい感じ、イラストとか何かあれば、もうちょっと考えも変わったりするのかなと思います。

あと、裁判官の方に関しては、考えたんですけど、全然悪いことが何もなくて、私も知識がなく来たんですけど、同じ目線に立って、お話とかしていただいたので、とても話がしやすかったです。

○司会者

ありがとうございます。1番さんは、制度全体についてのアドバイスをお話しい

ただ時間がなかったので、もう一回、そこに戻しますが、どうでしょう。

○裁判員等経験者 1

できれば、全然分からないのは、しょうがないのかもしれないですけど、予備知識があって、できれば最初に出せるだけの情報というかですね、こういう刑が入られるんじゃないかなろうか、判断されるんじゃないかなろうかとか、あったほうが理解しやすく、分かりやすいのかなという感じがしました。

○司会者

それでは、記者の方のほうから何かございますでしょうか。

○南海日日新聞

3番と4番の方に伺いたいのですが、お二人が参加された裁判員裁判で判決を出された被告人が判決を不服として控訴をしました。そのことについての感想を伺えないでしょうか。

○司会者

控訴の話はもちろん聞いていただいて結構なのですが、具体的な案件のときは、ある程度抽象化したほうが皆さんお話しやすいと思いますし、実は控訴になったのは3番、4番だけではないと思いますので、若干ほかの方も含めて意見を伺っていただいてということよろしいでしょうか。

では、逆に8番の方から、もしですね、自分の関わられた裁判員裁判について控訴になったらということで、感想をお聞かせいただけませんかでしょうか。

○裁判員等経験者 8

いや、すごくみんなで話し合っているいろいろ悩んで決めたことだったので、あれっと思いました。

○司会者

よろしいですか。はい、7番の方。

○裁判員等経験者 7

そうですね、被告人の控訴ですか。

○司会者

被告人からの場合もあるし、検察官からも当然あり得るわけですね。

○裁判員等経験者 7

ああ、そうですか。じゃあ、どっちがしたかは分からない。

○司会者

まあどちらを想定していただいても結構なんですけれども。ある意味、7番の方は想定の話なので。

○裁判員等経験者 7

そうですね、もし被告人の方がしたんだったら、ちょっとまたショックですね。

○司会者

はい。6番の方がいかがですか。

○裁判員等経験者 6

どこにその不服があったのかということを知りたいのと、それはそれで裁判制度上、認められていることですから、それはそれぞれのその段階でね、またやり直せばいいことであって、ということですね。

○司会者

では、5番の方お願いできますでしょうか。

○裁判員等経験者 5

もし控訴されたら、悔しいというか、何で、という気持ちになります。

○司会者

4番の方お願いします。

○裁判員等経験者 4

みんなで話し合いして決めて被告人が控訴したってなると、やっぱり一瞬あの、何か自分間違ったことを決めたのかなって思うんですけれども、やっぱりみんなで決めて、やっぱり悔しさが、控訴された何か悔しさが最後残ると思います。

○司会者

3番の方。

○裁判員等経験者3

控訴することは権利ですから、それはそれでいいと思います。ただ、じゃあ、少しでも刑が軽くなるとか、無罪になるとか、そのための根拠なり証拠なり、ぜひそれをもってまた裁判をしてほしいなど。それが減刑になるの、あるいは無罪になるとかいうことになれば、それはそれでいいと思います。

○司会者

ありがとうございました。2番の方お願いします。

○裁判員等経験者2

一応この裁判は何かその事件の関係性上、控訴するかもしれないっていう話を何か最後にちらっと聞かされていたので、控訴したって聞いた時には、ああそうだったのかなと思いましたけど、控訴するっていうこと自体は何かやっぱりちょっとショックだったっていうか、でもまあ、心情としては少しでも刑が軽くなればなって誰でも思うんだろうなと思うので、それはしょうがないのかなと思ったりもします。

○司会者

はい、1番の方お願いします。

○裁判員等経験者1

まあ、話がありましたように控訴するについては権利ですので、それについては少しでも軽くなる要件があるのであれば、しょうがないのかなというふうに思いました。

○司会者

はい、ありがとうございました。

○南海日日新聞

3番と4番の方、まあ、皆さんでもいいんですが、公判中、例えば2週間の間に報道される機会があると思うんですね。で、3番と4番の方のケースでしたら、被告人が黙秘され、すごく黙秘を続けた1日があって、公判で見た印象とその翌日の

新聞報道で、例えばその回数、黙秘した回数とかが具体的に書かれてたと思うんですが、そこでまた報道に目を、報道に触れることで印象が変わることがあるのかとか、その辺ちょっともし可能な範囲で教えてもらえますか。

○司会者

まあ、ほかの方も含めて。

○裁判員等経験者3

私は、ほとんどありません。報道で左右された感じはないです。世間がどう思っているのかなという程度では見てます。

○裁判員等経験者4

3番と同じで、ニュースで見た写真と、裁判所の法廷で本人と会ったんですけども、そういうのは感情とかそういうのはなくて、いろんな弁護士さんと検察のほうからの話を参考にして決めました。

○司会者

まあ、興味深い質問ですので、1番の方いかがでしょうか。

○裁判員等経験者1

ちょっと分からないです、はい。

○司会者

どなたか、ほかの方はおられますでしょうか。

6番さんいかがでしょうか。報道などされたことは判断に影響しましたか。

○裁判員等経験者6

3番、4番の方の裁判じゃなくて、当時報道されたんですけど、私らの場合はね、1週間でしたから何もなかったんですよ。だから、事前にも知らなかった、そういうことあったっていうのも知らないような感覚でね、で、そういうことで問題なかったですね。

○司会者

ほかにはいかがでしょうか。

○鹿児島読売テレビ

皆さんにお伺いしたいのですけれども、御自身が裁判員として御経験される前と後で、ふだん目にする裁判のニュースですとか記事っていうものの見方が変わったりですとか、その辺の、積極的に見るようになったりとか、その辺、心境の変化とかございましたでしょうか。

○司会者

どうでしょう、1番の方からお願いできますでしょうか。

○裁判員等経験者1

はい、参加してからの新聞等のニュースを、よく、目を通しまして、いろんな意味で読むようになりました。

○司会者

はい、2番の方お願いします。

○裁判員等経験者2

やはり、これを受けてからニュースとか新聞とか、やはり裁判員裁判の裁判というのが目につくようになりまして、それぞれの殺人事件であったりそういう事件では、どのような評議をしたりするのかなとか、殺人事件だったら、特に証拠写真とか大変だろうとか、何かそういうことを結構感じるようになりました。

○司会者

はい、ありがとうございます。3番の方、お願いします。

○裁判員等経験者3

同じです。

○司会者

4番の方。

○裁判員等経験者4

一緒です。

○司会者

5 番の方。

○裁判員等経験者 5

私も参加する前は、その聞き流す感じだったんですけど、参加してからは、すごく敏感に反応して、判決何年とかを決めるのに、どれだけ話し合ったのかなとか思ったり、で、何かネットニュースとかでそういう記事があつて、一般の人のコメント欄とかにこの刑じゃ短か過ぎだろうとか何かいろいろ、そういうコメントとか、あつたりするのを見て、だから、そういう一般の人のその感覚と、個々の裁判をして、いろいろ話し合つての結果がちょっとずれがあるのかなつていうのは感じます。

○司会者

6 番さん、お願いします。

○裁判員等経験者 6

やはり裁判というのが、非日常のことなんでね、やっぱりこう、普段、経験してないこと、知らないことがいっぱいあり過ぎて、これに加えて長期の場合にはなおのこと、非常にストレスも大変さが増してしまう。だから、もっと日程を調整してね、やりくりして、裁判員制度がもうちょっと普及すればいいなと思つてます。

○司会者

はい、7 番さん。

○裁判員等経験者 7

はい、そうですね、参加する前よりも興味がありますし、何か裁判員制度の辞退者が増えているといった記事をネットニュースで見たり、そういう記事、それまでだったら見なかったですけど見るようになりましてし、あと、テレビで裁判長出ていないかなと探したりなんかしたりしています。

○裁判員等経験者 8

私は、皆さんが言われた意見と同じなんですけど、参加する前は全く興味がなかったんですけど、参加した後では、テレビとか裁判員の裁判しているときはちょっと手をとめて関心を持って見るようになりました。

○司会者

皆さん、以前より関心を持っていただいているというところによろしいでしょうか。

○鹿児島読売テレビ

ありがとうございました。

○司会者

はい、どうぞ。

○朝日新聞

実際に裁判員制度に参加してみて、想像と違ったこととか、予想に反して、何か思ったよりもこう参加しやすいなと思ったところとか、そういうところがもしあったら教えてください。

○司会者

どうですか、1番からでよろしいでしょうか。

○裁判員等経験者1

評議のところなんですけれども、先ほども言ったんですけれども、テレビ、ドラマ等ではないところでいろんな議論の仕方、ホワイトボードの使い方、議論について裁判長、裁判員の方が議論をもっとしてくれたりとか、まあ、自分、サラリーマンなんですけれども、すごく勉強になったという、そういうことでよろしいですかね。

○司会者

では、2番の方お願いします。

○裁判員等経験者2

裁判が行われている時は、何かもっと結構バトルみたいな言い合いがあるのかなと思ったんですけど、意外と何か淡々と進むんだなっていう印象で、評議のほうはもっと固いかなって逆に思ってたんですけど、ものすごく和気あいあいと、説明していただいたり話したりとかできたので、その辺は良かったかなと。

○司会者

ありがとうございます。3番の方、どうでしょうか。

○裁判員等経験者3

裁判員に選ばれてから、特に裁判長ほか裁判官、スタッフの方、非常に人間的にすばらしい人たちだなというのが印象です。非常に話しやすいし、もっと固いイメージがあったのが全く予想外でありまして、その辺がその後のいろんな評議から、いろんなことについてもですね、非常にスムーズに分かりやすく進行していったなという感じがしております。感謝しております。

○司会者

ありがとうございます。4番の方、お願いします。

○裁判員等経験者4

裁判員へ、最初のころは何というか、筋ができていて裁判員がもうマルかバツかつけるような感じの仕事かなと思っていたんですけども、実際、裁判員になって法廷に出たりとか評議したりとかして、これ、自分たちで一からその証拠とかいうものを調べながら判決を下していくということが分かりました。また、裁判長、裁判官の方の説明もすごく分かりやすく、何か固いイメージがなかったと思います。

○司会者

5番さんお願いします。

○裁判員等経験者5

私も皆さんと似たような感じなんですけど、みんなでここまで話し合っただけで決めるんじゃないかと、特に私は補充裁判員だったので、こう控室にいて、何か誰か休んだときについていう感じだと思ったんですけど、みんなで円になって一つ一つ細かく話し合っただけで決めていくんだなというふうに思いました。後は、雰囲気はすごく和やかな雰囲気で進められたのでやりやすかったです。でも、3日間という短い期間だったんですけど、頭も体もすごく疲れました。

○司会者

6 番の方, お願いします。

○裁判員等経験者 6

皆さん, おっしゃったとおりです。

○司会者

では, 7 番の方, お願いします。

○裁判員等経験者 7

裁判官の方も自分たちも同じ 1 票ということにびっくりしました。

○裁判員等経験者 8

始まる前はすごく怖いイメージだったんですけど, あと, 一番心配だったのは, その, 人が亡くなった事件だったので, そういう写真とかも見て倒れたっていうニュースがあったりしたので怖かったんですが, その点では部分的に省かれていたので, とても安心して裁判に臨むことができました。

○司会者

はい, ありがとうございます。

ほかの方いかがでしょうか。大体このようなところで皆さんよろしいでしょうか。

本当に, 本日, 御参加いただきました裁判員経験者の方, さらに補充裁判員経験者の方には, 手続の時もそうでしたし, また本日も御参加いただきまして大変ありがとうございます。この裁判員制度というのは国民の高い意識と誠実な姿勢に支えられているのだと言われていますが, 今日, 皆さまのお話を伺って, つくづくそれを実感させていただきました。

本当にどうもありがとうございました。

○家裁総務課長

では, 以上をもちまして, 裁判員等経験者の方々の意見交換会と質疑応答を終わりたいと思います。ありがとうございました。